

かけはし

昭島市立玉川小学校 平成 29 年 9 月 15 日
校長だより No. 5 稲垣 達也



『特別支援教育』って、どんなこと？

「未来の守護者」を育てるために、すべての子供が輝き、共に学び、共に育つ学校でありたいと考えています。そのためには、特別支援教育の充実が不可欠です。今週から特別支援教室が始まりましたが、ここでは、特別支援教室の基にある「特別支援教育」について、その考え方をまとめました。

○ 特別支援教育は、社会全体にとって重要な意味がある

特別支援教育とは、障害のある子供たちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、通常の学級に在籍する発達障害のある子供を含めて、特別な支援を必要とする子供たちが在籍するすべての学校において実施されます。

このことは、障害のある子供たちへの教育にとどまらず、**多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎となるもの**であり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

○ 障害や困難がある子供の学校教育に関する“新しい考え方”

以前の教育制度では、障害のある子供の教育は、対象を狭く限定した上で、盲・ろう・養護学校および障害児学級という「特別な場」に限って行う、という仕組みになっていました。

けれども、通常の学級にも、障害のある子供や、障害の有無は判断できないけれども通常の条件の下では学習や学校での生活に困難を抱える子供たちが学んでいます。

特別支援教育は、こうした子供たちをも特別な支援の対象に含め、**通常の学級においても、一人一人の子供の教育上のニーズ（必要性）に応える教育を実現しようとするもの**です。

○ 対象の拡大・場の拡張

従来から盲・ろう・養護学校、障害児学級の教育の対象であるとされてきた子供たちに加え、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする子供たちも新たに支援の対象としました（発達障害者支援法 2004 年）。

これらの障害のある子供たちは学齢期において 6% 程度の割合で存在する可能性があると考えられています。40 人学級を前提に考えれば、1 クラスに 2 人から 3 人程度、という割合になるのです。これらの子供たちのニーズに応じた支援を行うために、誰か特別の専門家が、どこか特別な場だけで行うというわけではなく、どこの学校、どこの学級でも、**障害やそれに関連する困難を適切に把握し、子供一人一人に寄り添った教育が展開される必要がある**のです。

○ 困難の中で、知恵と力を合わせて

特別支援教育は必ずしも順風満帆でスタートしたわけではありません。しかし、困難を抱えながら支援の手が届くのを待っている子供や家族にとって、特別支援教育の実現は「待たなし」です。そうした子供たちやご家族のみなさんに、**必要な支援の手を、少しずつでも着実に届けていけるように、すべての教職員と保護者、地域、専門機関などが、知恵と力をあわせることが必要**です。

玉川小学校では、特別な支援を必要とする一人一人のために、すべての教員や児童、保護者、関係機関など、全員が力を合わせ支えていく、そんな学校にしていきたいと思います。

(参照：文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育パンフレット)

(参照：奈良教育大学 特別支援教育研究センター 特別支援教育に関するガイドライン)